

招集期日 平成21年6月12日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 6月12日（金曜日）午前 9時33分

閉 会 6月12日（金曜日）午後 0時37分

出席委員 委員長 永澤美恵子 副委員長 野口哲次  
委員 小出 亘 委員 安道佳子  
委員 関谷真奈美 委員 向口文恵  
委員 宮岡治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長  
健康福祉センター所長 教育総務部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時33分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、補正予算2件、請願2件の計7件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第51号、52号、53号の各条例の審査を行い、次に議案第58号、59号の補正予算、請願第2号、3号の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時34分 休憩

午前 9時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで委員長より申し上げます。本日の福祉教育常任委員会の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

お諮りいたします。本日の福祉教育常任委員会の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時34分 休憩

午前 9時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

市民部長 それでは、議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日及び平成21年3月31日公布されたことに伴い、入間市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして順次ご説明を申し上げます。初めに、上場株式等の配当所得に申告分離課税制度が創設され、この申告分離課税を選択した場合、他の分離課税所得と同様の取り扱いになること、またこの申告分離課税を選択した場合、同年分の上場株式等の譲渡損失、または前年以前、3年内における上場株式等の譲渡損失の金額を配当所得の金額から控除することができるようになったことに伴い、国民健康保険税の課税の特例の読みかえ規定を附則へ追加するものでございます。

施行日は、平成22年1月1日といたすものでございます。

次に、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得する土地を5年を超えて所有して譲渡する際の譲渡益について、1,000万円の特別控除制度が創設され、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の読みかえ規定を附則へ追加するものでございます。

施行日は、平成22年4月1日といたすものでございます。

また、地方税法等の引用条番号の変更に伴い、関連する条文の整備を行うものでございます。

以上で提案の理由といたしますけれども、詳しくは資料1、改正要旨及び資料2、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

安道委員 議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国民健康保険税でも大資産家優遇の条例改正となっているためです。今回の条例改正は、地方税法の改正に伴うものですが、上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合、同年分の上場株式等の譲渡損失または前年以前3年以内における上場株式などの譲渡損失の金額をその年の上場株式等の配当所得の金額から控除できる旨の内容となっています。

金融所得に対する分離課税は、所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改正でも損失通算の上限は設けられ

ておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げるものです。この間行われてきた税条例の改正に盛り込まれた証券優遇税制について、日本共産党は反対の立場を貫いてきました。アメリカ発の世界金融危機でアメリカ型カジノ資本主義を目指す金融立国、貯蓄から投資へという路線が破綻したにもかかわらず、これまでの経済政策への何の反省もないまま、大企業、大資産家優遇を進め、貯蓄から投資へという路線を推し進める内容となっていたためです。今回の国保税条例の改正も、この延長線上にあるものです。

昨年の秋以降、100年に1度の経済危機と言われるほど日本経済は悪化し、景気回復の兆しが見られません。非正規切りから始まったリストラは、正社員にまで及び、雇用破壊は深刻さを増しています。企業の倒産が相次ぎ、職や仕事が奪われ、苦しい生活を強いられる状況が続いています。一握りの富裕層を助けることではなく、国民の暮らしを助けることが国と地方自治体の責任であり、果たすべき役割ではないでしょうか。国保税の減免制度の拡充こそ直ちに実施すべきです。今回の条例改正は、国保税を払いたくても払えない低所得層を救済することなく、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げるものであり、賛成できません。

以上で議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

宮岡治郎委員 議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例について、保守系クラブを代表して賛成の討論を行います。

この議案は、国の地方税法の一部改正に伴うもので、国の景気浮揚策の一環であると理解できます。上場株式等に係る配当所得にかかわる国保税の課税について、申告分離課税制度を選択した場合、国民健康保険の施策を狭く限定的に考えますと、国保税の減収となります。しかし、広く総合的に考えますと、経済政策として大きな利点の可能性があります。少ない減収で経済的な波及効果が期待できる良策であり得ると考えます。上場株式等にかかわる譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国保税の課税の特例につきましては、損益通算によって過去の譲渡損失を将来を通して挽回できる可能性があるといった証券市場への投資意欲を増進するものでも、現在の回復基調にある株式市況を前提として、全体的な景気対策として理解できます。

また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかわる国保税の課税の特例につきましては、長期譲渡所得からの1,000万円の控除は5年後に初めて適用されるものです。先行き未知数の証券市場や土地取引への参入を誘導する経済政策であり、金持ち優遇税制と割り切って解釈するのは一面的であります。対象となるのは、投資が利益を受けるといった保証はなく、国保税で優遇される保証もありません。損失の危険負担を覚悟で、あえて積極的に市場に飛び出す人々の後押しをします。また、国保税の賦課額を算出する際の基礎として、応能割と応益割とがあるわけですが、応能割は各人の負担能力に応じて賦課するもので、入間市の場合は所得

割と資産割に分かれ、所得割は前年度中の総所得金額から33万円の基礎控除を差し引いた額に5.5パーセントを掛けた額であります。ちなみに、資産割は固定資産税に40パーセントを掛け合わせており、国保税全体に及ぼす減収は極めて限定的であると予想されます。

以上で賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第51号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時45分 休憩

午前 9時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程



議案第52号 入間市乳幼児医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第52号 入間市乳幼児医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 それでは、議案第52号 入間市乳幼児医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、関連する条例を一括して改正しようとするものでございまして、児童福祉法の一部改正により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴い、その対象となる児童に係る医療費については、全額県の公費負担となることから、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者の医療費の助成対象から除外するための改正並びに条文の整備を行いたいものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでありますが、第2条及び第5条の規定につきましては、乳幼児医療費の年齢拡大後に係る規定であるため、平成22年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第52号 入間市乳幼児医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 議案上程

議案第53号 入間市在宅介護支援センター条例を廃止する条例

委員長 議案第53号 入間市在宅介護支援センター条例を廃止する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

福祉部長 それでは、議案第53号 入間市在宅介護支援センター条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

入間市在宅介護支援センターは、地域の高齢者やその家族の総合相談窓口として、また行政、介護サービス提供機関、居宅介護

支援事業所等の調整役として、その役割を担ってまいりました。しかしながら、本年3月に策定された第5次高齢者保健福祉計画において、日常生活圏域が6圏域から9圏域に変更されたことに伴い、平成20年度までに6カ所設置していた地域包括支援センターが平成21年度から3カ所増設して9カ所といたしました。これにより、従来在宅介護支援センターが有していた地域高齢者の総合窓口としての役割も地域包括支援センターへすべて移行させることといたしました。このことから、在宅介護支援センターの役割も終了したため、入間市在宅介護支援センター条例を廃止したいものでございます。

また、基幹型在宅介護支援センターについては、入間市健康福祉センター条例上で併設施設となっているため、在宅介護支援センターの廃止に伴い、削除する必要がありますので、これを附則により改正したいものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ討論を終結いたします。

これより議案第53号 入間市在宅介護支援センター条例を廃止する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長     ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 議案上程

議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち  
所管のもの

委員長     次に、議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部所管のものについて、福祉部長より説明を求めます。

#### 概要説明

福祉部長   それでは、議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち福祉部所管のものについて、概要説明を申し上げます。

今回の福祉部所管の補正予算は、歳出のみの補正でございます。予算説明書9から10ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害者福祉費271万4,000円の増額は、大事業、障害者自立支援事業において就労支

援相談員を7月より1名増員したいため、計上したものでございます。積算の根拠は、当初予算において就労支援センターの開設に当たっての就労支援相談員を4月から1名体制で、来年1月から2名体制に増員を予定し、その増員分の予算125万円を組んでおりましたが、10分の10の補助事業である埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金が創設されたことを受け、この活用を検討した結果、内示を得られましたので、7月からの経費として396万4,000円を見込み、その差額271万4,000円を補正増したいものでございます。

同じく目3老人福祉費514万円の減額は、大事業、在宅介護支援センター運営事業を終了したため、減額するものでございます。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。

なお、詳細については担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより福祉部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　今の款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費の今ご説明のありました障害者自立支援事業の中の相談支援事業ですけども、今現在障害者の就労状況というのはどういう状況になっているのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　障害者の就労状況につきましては、これまでその数値というものを強いてとらえているものはありませんで、ハローワークのほうで入間市としての数字も持つ

ておりません。その管轄の区域内のものでしたらわかりますけれども、という状況で、また大きい会社になりますと、本社のほうの数値に組み込まれる等の理由によりまして、数値がとれないのが現状でございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 ハローワークにつきましては、入間市の豊岡地区、東金子地区、金子地区、藤沢地区、宮寺・二本木地区が所沢のハローワーク、それから西武地区だけが飯能出張所である飯能ハローワークですけれども、その中で構成して何かある程度把握できるということはないですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 今市でも自立支援協議会を立ち上げまして、そこに所沢のハローワークのほうの所長さんも委員として来ていただいておりますけれども、聞きましても実際の数値というのは把握できないのが現状であるということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

野口委員 では、今の相談支援事業の件なのですけれども、これはもともととは出どころは緊急雇用創出基金でしたと思うので、実際7月より1名就労支援センターに雇用ではなくて委託ですか、要するに1人入れるということなのですけれども、この場合、何か条件がついているのですか、県からか何か全体的に。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 ふるさと雇用につきましては、

原則1年以上の雇用をするということになっております。また、民間への委託でなければならず、市の直接雇用は対象外であると。

それから、民間の方を法人等で採用する場合につきましても公的機関での公募、ハローワーク等への募集をした上での、それから離職者に限る、そのような条件がついております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、福祉部所管のものについて質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 それでは、議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第3号)の中で教育総務部所管のものについて説明をさせていただきます。

説明書の17から18ページをごらんいただきたいと存じます。今回の補正予算は、すべて埼玉県 of 緊急雇用創出事業の採択を受けて計上したものでございます。補正予算額は、まず款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費438万5,000円、次に項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費301万5,000円、また項4幼稚園費、目1幼稚園費、大事業、幼稚園管理運営費27万4,000円でございます。この内容につきましては、すべて同様でございますが、小学校16校、中学校11校及びあずま幼稚園の樹木剪定作業、便所清掃作業、側溝清掃作業を入間市シルバー人材センターに委託して実施するものでございます。なお、採用人数は12人、業務日数は1日5時間で116日、委託期間は約6カ月を予定しているものでございます。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開



委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第59号 平成21年度入間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第59号 平成21年度入間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 それでは、議案第59号 平成21年度入間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出のみの補正でございます。予算説明書5から6ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款5 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 総合相談事業費798万円の減額は、議案第53号の条例廃止に関連するもので、在宅介護支援センター運營業務を終了したため、当該業務委託料を減額するものでございます。

次に、款7 項1 目1 予備費798万円の増額は、歳出を調整したことによるものでございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしましたし

た。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで委員長より申し上げます。請願第2号及び3号の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

お諮りいたします。請願第2号及び3号の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

さらに、お諮りいたします。請願第2号及び3号の審査については、執行部の同席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、執行部の同席を求めることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

請願第2号 介護家族への支援「施設入居費の軽減と自宅介護者への支援策」についての検討委員会の立ち上げに関する請願

委員長 請願第2号 介護家族への支援「施設入居費の軽減と自宅介護者への支援策」についての検討委員会の立ち上げに関する請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の要旨について、紹介議員の山本議員から説明を求めます。

要旨説明

山本議員 ただいま委員長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題に供されております請願第2号 介護家族への支援「施設入居費の軽減と自宅介護者への支援策」についての検討委員会の立ち上げに関する請願について、請願の要旨についてご説明を申し上げます。

詳細は請願文書表にあるとおりでございますが、社会的な問題として現在介護に関しまして、介護親子共倒れであるとか、非常に悲しいニュースが多く流れている状況が現実でございます。今後少子高齢化、また核家族化が進んでおる中で、さらに景気後退によるリストラであったり、子供世帯の所得が減るなど、子供が親を介護することについて困難さが増している状況が多くなって

おります。また、核家族化、申し上げましたが、老老介護が主流になってきている、そういう状況もございます。人間だれしも最後は介護、お世話になるわけでありまして、する者、される者、それぞれの介護家族の過酷な負担、これを少しでも軽減するための支援策として、請願者のほうで2点要望されておられるものであります。

1点目については、自宅での介護について、介護者への支援金の支給についてということでありまして、子供たちの夫婦の世帯がパートタイム等に出ることなく、支援金の支給により家計を助けながらも、自宅介護がある程度続けられるような状況をつくっていただきたいという方向性をお求めになっておられるということが1点。

2点目として、施設に入居した場合の入居費について、入居者、お年寄りの世帯の年金額の範囲内で入居生活を送ることができるような条件整備をしていただきたい、その方向性を持っていただきたいということが2点目。

介護の場合においても当然のことながら格差が大きく広がっておりまして、お金のある方は比較的いい条件で入居ができる、あるいは介護を受けることができるという状況が現実でございます。お金がない方、低所得の方にあっては、基本金額の支払い、またホテルコスト等もございます中で、非常に厳しい状況があるということでもあります。市の財政が非常に厳しいということは請願者も十分ご理解の上での話であることを申し上げますが、そう

いう問題を踏まえながら、当市の方向性について議論をいただき、そして具体的に動けるところから動いていただきたい、そのような形での検討委員会をぜひしかるべき場所に設けていただきたいということが請願の要旨であります。

繰り返しになりますが、市の厳しい財政状況はご認識された上で、予算の優先順位を考慮しつつ、第一歩として実現に向けて一歩一歩進んでいけるような状況をつくっていただきたいということが請願書の最も求めるところでございまして、その点をご理解いただきつつ、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 何点かお聞きしたいと思います。

まず、1点目なのですが、要望事項として要請事項、自宅介護についても介護する者への支援金を支給するよう求めると、これについては全く紹介議員のおっしゃったとおりであるというふうに私も思います。ぜひこういった支援は必要であろうと。

2点目に、施設に入居した場合の入居費について、入居者それぞれの年金額の範囲内での入居生活を送れるような環境整備を構築すると、この環境整備とは具体的にどういったことになるのか、ちょっとその点教えていただきたいと思います。

山本議員 安道委員のご質疑にお答えを申し上げます。

請願者のご意向として、一番大きなものとしては経済的環境を挙げておられます。すなわち特別養護老人ホーム、非常に待機待ちが発生をして入りにくいという状況があります。介護つきの有料老人ホーム等であれば非常に高額の入居費がかかるという状況があります。また、群馬県ですか、火災が発生したようなケースもありますけれども、そういう施設が横行してしまうような状況も片方にあるという状況の中で、経済的な環境も整備していただきたいということがまず1つ。

その先には、当然施設の待機の解消という問題も出てくるのでしようが、いずれにせよ、今ある現有施設の中に入っていける状況をつくっていただきたいということがまず1点あるので、経済的な条件の整備をまずしていただきたいということが請願者のご意向であるというふうに聞き及んでいます。

安道委員 そうしますと、こういった施設等に入る場合の経済的支援、端的に言いますと、そういうことになりますよね。あとそれから、環境整備という点では、そうすると施設を増設してくださいというふうなことになりますか。

山本議員 順番がございまして、まず請願趣旨の中にありますのは、入居者の年金の範囲内で、要するに年金支給額の枠の中で入居できるようにしてくださいという経済的な支援が第一義的にあります。

ただ、その先の問題として、特別養護老人ホームそのものが足りないわけですから、その部分についての願意は2次的なものとして包含されていると。第一義的には当然経済的なものであるけ

れども、その先には当然そういうことがありますねという話であります。

安道委員 続いてなのですけれども、そういったことを踏まえて3点目に、これらの実現に向けた介護家族への支援に関する検討委員会の設置、最終的に検討委員会を設置してくださいというふうなことなのかなというふうに受け取ったわけなのです。そうしますと、この検討委員会というものについてですけれども、現在あるような、こういった福祉審議会等々はこれにかわるものとして考えられないのでしょうか。

山本議員 安道委員のご質疑にお答え申し上げます。

請願者のご意向として、既存の高齢者福祉審議会において、例えば専門部会を置いていただくとか、こういった形のものもその中に入っていると、そういう形でもよろしいという話で請願者のほうはおっしゃっておられます。補足をさせていただきます。

安道委員 そうしますと、私たちの受けとめ方としましては、非常に請願の方向性が絞れてくるといいますか、支援金をぜひお願いしたいと、だれもが入れるようにしてもらいたいと言っておいて、最後にはそのそういった検討委員会を立ち上げてくださいと、あるいはあるのであれば、高齢者福祉審議会の中に、さらにつくってくださいというふうな、非常に私たちとしましては方向性がかなり小さくなってきているのかなというふうに受けとめました。

請願の趣旨については、本当にこの内容のとおりだと思うわけです。ですから、むしろもっときちっと訴えていただけないもの



かというふうに思ったわけなのです。その点についてはいかがでしょうか。

山本議員 安道委員のご質疑にお答え申し上げます。

請願者も市の厳しい財政状況を十分ご認識の上で上げておられます。限られたお金の配分であるということを重々ご認識の上で、まず議論をしてくださいと。その上で、どこまでできるのか、何ができるのか、きちんと公の場で議論をして結論を出していただきたいということが一番大きいところにあるわけです。もちろんその方向づけとして、行っていただきたい、進んでいただきたい方向はそういう支給をするであるとか、経済的な環境整備をしてくださいという内容、本当に当然あるわけで、その方向に向かって、では市として何ができるのですか、どこまでできるのという議論をぜひこの機会に詰めてやっていただきたいという趣旨なのです。当然市の財政に限りがあるということについては、請願者も重々ご承知の中で、極めて控え目にお出しになっているというのが現実のところでございまして、強い願意として、そういう方向に市政を動かしてほしいということは非常に強い思いを持って皆さん、声をお出しになってやっていただいている。機会をいただいて今こうやって議論していただいているわけですが、そういう方向へ進んでいくために何が必要で何ができるのか、詰めて議論をしていただく場をぜひ市民も交えてつくっていただきたいと、その上でこういう方向へ進んでいただきたいという趣旨なので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長　ほかにございませんか。

宮岡治郎委員　介護給付費の対象者は、本来の法律で考えているわけでは  
ありませんけれども、この法律では被保険者に限定されています  
ね。その対象者に対して相当厳密、ある意味では厳格な調査、審  
査、認定をされていますけれども、対象は介護をする家族となり  
ますね。その辺が非常にあいまいになるし、場合によっては非常  
に膨大に拡大していくような気もするのですけれども、給付額か  
ら。

山本議員　宮岡治郎委員のご質疑にお答え申し上げたいと思います。

当然に要介護認定を受けている方の家族という形の定義になろうか  
と思うのです、もし進めるとしても。そういうことであれば、ご  
本人に対する審査は、今委員ご案内のとおりで、厳格に審査をさ  
れた上で枠が決まるわけですから、そのご家族ということであれ  
ば、おのずと件数決まってくるというふうに理解をいたしますが、  
自立の方だとか要支援の方まで含むのかどうかというのは、これ  
も政策判断ですけれども、一義的に考えるならば要介護認定を受  
けている方ということになれば、おのずと対象者の、究極に介護  
を受ける人の人数決まるわけですから、その家族って物すごく限  
定されるわけで、委員ご指摘の状況までなるかどうかというのは  
ちょっとどうかなというふうに思いますが、お答えになっている  
かな、その点である程度限定はついてくるのではないかというふ  
うには思っております。

宮岡治郎委員　例えば被保険者の側から見て、何親等内の親族だとか、同

居の親族であるとか、それからそれぞれ介護をするご家族の方の経済状況などもまちまちだと思うのです。ですから、厳密に、では具体的に給付をどのくらいにするのかということが判定することがもう相当困難だと思うのですけれども、どうなのですか。

山本議員 施設の入居の場合になりますが、要するに世帯の所得の把握ということのご質疑だと思うのですが……

委員長 山本議員……

山本議員 違いますか。

委員長 1番の自宅介護についてのこと。

山本議員 自宅介護の関係で、要するに委員ご質疑の件は……

委員長 支援金の支給の……

山本議員 支援金の支給については、対象者の関係でその世帯の所得がこんなにはらついて捕捉できるかという話ですね。ある程度できるものではないかなというふうに私思います。当然同居の親族であるということで設定した場合、ある程度できるものだというふうに私は理解をしますけれども、完全なる捕捉というのはどの程度のものをおっしゃられるのかという、その程度の差はあろうかと思えますけれども、ある程度自己申告していただくなり、当然地域の中で実際介護しているかどうかということもご心配なのだろうかなというふうに推察をしますけれども、捕捉の方向があるのだというふうに理解をしておるところであります。その程度の差はあろうかと思えますけれども。

宮岡治郎委員 今の法律、その法律にこだわるわけではありませんけれど

も、ということは今の介護保険制度の枠と全く別のものをつくれ  
ということになってしまうかと思うのですけれども、つまり入間  
市が特別に行っている付加的な独自の介護サービス、これも介護  
保険法の枠の中におさまっているのです、被保険者を対象にして  
いますから。今回提案のある請願の中でいきますと、それと枠外  
に全く別個の制度を新たに創設するということになってしまうと  
思うのですけれども、どうなのですか。

山本議員 請願者として、そこまで意図されて書かれているわけではない  
ので、何とも申し上げようがないかと思うのですが、そういう独  
立した制度としてつくることもできるかもしれないし、委員ご指  
摘のように、例えば被保険者を対象として指定する家族に対して  
支給するとかといった形で枠かけることは不可能ではないと思い  
ますので、いずれの方法も取り得るのだというふうに思います。  
なので、市として適切な方法を考えていただければよろしいので  
はなかろうかというふうに考えます。

宮岡治郎委員 ということは、被保険者の要介護度とかそういうものをあ  
る程度認定した段階で、ご家族の方の経済状況などは特にしんじ  
やくしないで、一律に同率に給付すべきだということですか。

山本議員 請願者として、そこまでの細かい制度設計までされておられる  
かということ、現実にはそうではないので、紹介議員の意見として  
申し上げますけれども、その点ご理解をいただきたいと思いま  
すが、私としては一定の所得制限があったほうがいいのだろうな  
というふうに理解をいたします。所得が低くて困っている方を助け

てほしいという請願の趣旨でありますから、そういう意味でいくと、お金のある方については市として援助する、公が援助する必要性というのはそれだけだんだん低くなってくると私は理解しますから、そういう意味においては、一定の所得の範囲の中で、より困っている人から順番に予算配分をするべきだろうというふうに私は理解をいたします。

委員長　ほかにございませんか。

野口委員　在宅介護をされている方に支援をとということで、できることからやってほしい、それを検討してほしいと、これは紹介議員からの説明ですが、やはり検討を執行部に委託、お願いする以上、お願いするほうから制度趣旨については、骨格については説明が必要だし、紹介議員もその点については十分踏まえた上で紹介しないといけないと思うのですが、この文案からは見えてこない。

まず、今言われたことで説明者は経済的に苦しい方への支援とおっしゃいましたね。でも、この文案だと、一律に支給してほしいという、つまりちょっと話は違いますけれども、寝たきり老人手当、入間市は支給しています。おむつ代等かかりますから、ご苦労さまというのはおかしいですけれども、そのことを踏まえてそういう趣旨なのです。ですから、制度趣旨はどこにあるのか、これがはっきりしないといけないので、再度聞きます。これは、この制度趣旨は生活支援なのですか、それとも生活苦に対してのいわゆる支援なのですか、どちらかお聞きします。

山本議員　野口委員のご質疑にお答えを申し上げたいと思います。

請願者のご趣旨として、文中にも余り細かにきちんと書かれていないという点は委員ご指摘のとおりであろうとは思いますが、基本的にはこの文意を解釈する、また請願者のご意向を伺っている中においては、生活支援の要望が強いということであります。その点は申し上げます。

野口委員 生活支援とした場合、どういうケースを想定しているのですか。つまり1人しかいなくて困っていると、夫婦であって1人が働いているというような場合がありますね。そうすると、どういう場合に限定というか、想定されているかを家族構成含めて、働き方のことを含めてどういう場合に困っているというふうに対処、絞り込みますか、それをお聞きします。

山本議員 ご質疑にお答えを申し上げたいと思います。

委員ご指摘の点についてですが、モデルケースという部分のお話ですけれども、市民の方が一般に請願を上げられるという状況の中であって、そこまで細かく書かないと取り上げていただけない性質のものなのかという部分が1点、反問権がありませんので、申し上げにとどめますが、そういう点についてどうかなというふうに思うのが1点あるところではあるのですが、その点についてお答え申し上げるならば、独居の方の場合であったり老夫婦の世帯であって低所得であるとするならば、これは生活保護の範疇になるというふうに考えられます。子供の世帯がいる、要するに養うべき、扶養義務を負うべき子供の世帯がいる場合であって、十分な所得が子供の世帯にある場合は所得移転で対応できるでしょ

う。今、昨今の状況の中であって、重度の介護を必要とする方であつたり認知症をお持ちの方であつたりした場合において、働けないというケースは出てくるわけです。現実に私の周りでも介護のために仕事をやめたとか、介護をするために自分の住むべき道を変えざるを得なかったという方は、やっぱり私の周りにもいらっしゃる。そういう状況の中で、非常に子供の世帯からの所得移転が期待できないケースあるいはそういう状況が続けられない、そういった部分において、何らかの支援があってもよろしいのではなかろうかという請願者のご趣旨であろうというふうに私は理解をしております。

野口委員 今紹介議員がおっしゃった、請願者は細かく制度設計する必要はない、まさにそのとおりですけれども、請願する以上、こういう場合が困るから何とかしてくださいということはやっぱり伝えていただきたいわけです。つまりどういう場合に困っているということがない以上こちらもそれを規定に検討できないわけです。ですから、今の言った反問権ではないですけれども、そこまでというのは、ちょっとやっぱりそこまで行ってほしい、つまりこういう場合に困るから、これを規定に考えてほしい、それが必要なのです。

そこで、今言った焦点はだんだん絞られてきました。つまり老々介護で蓄えがない、働きも出られない、生活保護の問題。問題は子供さんの夫婦が介護するために所得増加は見込めない。しかし、この場合、1人が働いていれば、これは税金による支援の対

象に私はならない、これは見解の相違ですけれども、確認しますけれども、1人が生計を立てているぐらい、幾らとは言いませんけれども、働いて、1人が見ているという場合、こういう場合に限定されるおつもりですか、それとも全体的に所得を見るとか、そういう形で見のおつもりなのですか。つまり1人の方が社会的に通常の所得を得ている場合、もう一人の方が介護によって得られるはずであろう所得がもらえない場合についても支援するというお考えですか、お聞きします。

山本議員 野口委員のご質疑にお答えしたいと思います。要は生活支援という色彩を強く持ったご意向で請願が上がってきておるわけがあります。そういう状況からしんしゃくして、また請願者のご意向を伺う中で、要するに生計を一にしている世帯として、生計が十分に成り立って介護も十分にやっつけられる状況をつくるということが、それは請願者のご趣旨であります。そういう状況でいくとするならば、1人の方が働いていて、もう一人が専業で介護をやっているならば、それでいいかという部分については、働いている所得によって状況が大きく違うでしょうということは申し上げられると思います。共稼ぎしなければならない状況であれば介護をする人がいなくなるわけですから、そういう部分でのしんどさもあると。片方がやめるとなると、所得半分になりますよね、平たい話。そういう部分でいくなれば、生計を一にする世帯の所得を判断する中で、適切にご判断をいただけるような仕掛けができるといいのではないのかなという考え方で紹介議員としては考



えます。

野口委員　そこで、今1人の人が1人で介護しようと、夫婦というか、2人いようと構いませんが、ここにパートタイム等に出ることなくと書いてありますけれども、紹介議員にお聞きしますけれども、在宅介護をしている人はパートタイムに出ることができない状況があるのですか。

山本議員　介護度によるというふうにはしか申し上げようがないです。要介護4とか5とかということになって、日中介護が必要で、常にフルに介護保険のサービスが使える方であれば、そういう状況はあり得るのでしょうかけれども、そういう部分について働きに行くことも不可能ではないでしょう。ただ、1割の利用者負担が入ってくるような状況の中で、その所得によっては十分に保険の枠いっぱい使うことができないケースもあり得るわけであって、そうになると、家族介護に入ってくるわけですから、そういう状況においては、働きに行きたくても行けないというケースが現実に存在するものと理解をいたします。

野口委員　では、そこら辺は厳密に1割負担で介護度にもよりますけれども、どのぐらい利用できるか、それは紹介議員としては調査されましたか。

山本議員　私のほうも現課の聞き取りもさせていただきましたし、また関係者の聞き取りもさせていただいたので、おおむね理解をしておりますが、要介護5で支給限度額35万8,300円ですよね。そういう部分で、支給限度額の1割負担ですから、3万5,830円ですか、

その部分が負担上限になるということで、それ以上のものが求められていることになっておるわけですがけれども、それはもうあとの家庭の所得の状況の判断によっては、その3万5,830円が払えないといううちも現実により得るわけであって、程度の問題、所得の問題に大きく左右されるのだろうというふうに理解をいたします。

野口委員 問題はパートタイムに出ることなくと書いてありまして、この案文では全く介護者は働けないと。だから、パートタイムに出ている方は、つまり5万円前後の1日4時間、そういう方は対象外ということになるのですか、お聞きします。

山本議員 その点は、もう細かい制度としてのディテールの問題になりますので、それこそ実現していただけないという前提に立った場合において、その部分をごしんしゃくいただきたいということだというふうに申し上げざるを得ないというふうに思います。人によるというふうにしか申し上げようがありませんので。

野口委員 だんだん話わからなくなって、最大3万円、私も否定しませんので、大分それぐらいのお金を払うのが大変だということになれば、これは利用料金の、つまりよくある、今まで盛んに言われているのですけれども、もっと低くしなさい、そういう問題になります。3万5,000円云々ではないと、生活がもうできないのだということの生活支援なのか、はっきりしないわけです。ですから、在宅介護者に支援をとおっしゃっているのですけれども、これの制度趣旨が何なのか、料金を目いっぱい使ったら高過ぎて払えな

いと、そこに支援をとということなのか、もう利用料金云々ではないと、つまり介護者がいなければフルパートもいけますよね、正社員にもなれますよね。ご存じかもしれないけれども、今問題になっているのは介護者が正社員なりフルパートに行けないという現状なのです。これはパートタイムという言葉はもう言いませんけれども、そこでもうこれはどっちなのかということなのです。生活できないと、つまり1人の人が余り収入がないと、もう一人も正社員、フルパート行かなければいけないと、収入がウン百万円いかないと生活できないという状況を何とかしてくれということなのか、事業料金が高いと、3万5,000円は、つまりパート代でも4万円から5万円だとしたら飛んでしまうとか高過ぎるといことなのか、その辺をはっきりしないと、執行部だって困るわけです。検討してくれといったって、出発点が何かわからないと検討できないでしょう。こういった問題について検討、予算の範囲内でやってくれというふうにおっしゃいますけれども、紹介議員としてはどういう理由で受けたのかお聞きします。どういう動機で。

山本議員　　こういうふうに申し上げていいのかどうかあれですけども、憲法44条ですか、請願は何人も平穩に請願する権利を有する、請願法の規定の中にも同様の趣旨が規定されております。地方自治法の規定には紹介議員1名以上を要するという制度設定になっております。何人も平穩に請願する権利があって、かつ社会的に問題がある、公益に関する問題であって、公序良俗に反するとか明

確な利害誘導ではないというふうに判断をしましたので、その部分においては公の議論に付すには十分なり正当な理由があろうという部分で判断をしたことがまず1点。

介護の問題、中身についても100パーセントとははっきり言って申し上げられない状況にはありますけれども、議題として取り上げていただいて、議員諸氏のご見解をいただきつつ、議論をするということに大きな意味があろうというふうに理解をしたことがもう一点。

もう一つ、内容的に見ても社会的な要請はあるだろうと。もちろん委員ご指摘のとおり、細かい制度設計の部分、また請願の趣旨に具体性が欠けるというふうにご指摘いただいている部分については、委員のご指摘も当たっておろうというふうに理解をしますが、市民の権利として上げることができるものであって、社会的に議論することに意義があるというふうに理解をしましたので、その部分については請願者のご趣旨を尊重して、今議題として上げさせていただくに労をとったということでもあります。

野口委員 びっくりするような憲法論議でありまして、十把ひとからげの憲法論議、私としてはパワーアップで勉強した中ではちょっと言ってほしくないのです。請願する権利はあります。ですから、請願をされました、当然です。受けました。受けたというか、請願されました。これ紹介議員になるということは、やはりその意に沿って賛成だという趣旨を含むというふうに私は思うのです。と申しますのは、いろいろな方が請願に来ます。紹介議員になる方

はほとんど賛成です。そこで、決まります。ですから、私どもの会派も勉強会を開きます。紹介議員になるかどうか、会派としてやります。その意味で、やはり請願をする権利と紹介議員になるのとは別でありまして、もう一つは執行部に対してやってくださいということ賛同するわけです。ということは、議会として責任あるわけです。あいまいな形でやってくださいと言われても、執行部困るわけです。そういう議員としての責任はどうお考えですか。

山本議員 委員ご指摘の点について申し上げますが、市民の声を議会に届ける、市政に反映をさせる、そういう大きな私としても立場がある、役目があるというふうに理解をしております。確かに委員のご指摘のように、意を尽くされた文書ではないかもしれない。これを紹介議員のほうで全部書きかえていいかといえば、そういうことにならないわけでありまして……

野口委員 ちょっとごめんなさい、それは私が言っていないことを言った。非常に無礼な、侮辱な発言、訂正してください。その場で訂正してください。

山本議員 委員長、よろしいですか。委員が質疑あったことについては…  
…

野口委員 議事進行ですから。

山本議員 訂正させていただきます。

野口委員 失礼です。

山本議員 申しわけないです。

委員ご指摘の点について、相手がある話でありますから、執行部の方にも当然これもし採択されれば労をとっていただかないといけないし、また現実に今委員諸氏に労をとっていただいているわけですから、その部分について、意を尽くさなければならないということは委員ご指摘のとおりであるというふうに理解をしているし、また私自身もこの請願の趣旨自体については、おおむねというか、基本的に、もちろん細かいディテールの部分についてはいろいろ意見はありますけれども、この請願の方向で進んでいくということについては、賛同しているからこそ今ここにいるわけであって、そういう部分でどうでもいいからやっているとか、そういう話では全くないということは申し上げておきます。請願者の趣旨として、やはりこういう社会的な問題について、また介護という現実に置かれている、確かに委員ご指摘のとおり、介護を必要としている世帯の中にあっても相当所得差はあるし、子供の世帯の所得の状況によって、家計の状況大きく違う。その部分について焦点を当てるべきだという委員のご指摘は正しいとは思いますが、その部分についても細かいディテールの中で、きちんとしんしゃくをしてより分けていただいて、制度設計をしていただきたい。そのためにも市民参加できちっと議論の場をつくって、公で議論をして、きちっと細かくニーズをくみ上げることをまずやってくれということを請願者に申し上げているわけで、まず議論を、そして件名としてタイトルに上がっているとおり、まず検討する場をつくってくださいということでもあります。

で、そういう部分についてはご理解をいただきたいというふうに申し上げたいというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

野口委員 いや、これは大事な問題だからやります。言わせてください。

議論したいといったら出発点が大事なのです。もう一度確認しますけれども、これは生活できない方への生活支援なのか、それとも生活が大変な方へのいわゆる支援なのか、それがはっきりしないと議論できないのです。生活保護みたいにある一定の水準では生活できない、だから生活保護ということがあります。

例えば話は全然変わりますけれども、少子化対策というか、子供へのいろいろな問題については、生活できないということではなくて、子育て支援ということを含めて一定の制度があります。その制度、出発点が大事なのです。そこをあいまいにしたまま振ると、あなたは紹介議員は検討してほしいということを出発点があいまいだと検討できないのです。ですから、あなたは議員としてそれを受けとめたいといいますけれども、その出発点をあいまいにしたまま紹介するということは、やはりおかしいというよりも議論できないと思うのですけれども、いかがですか。

山本議員 生活支援の色彩が強いということは先ほど申し上げたかというふうに理解をしております。当然生活支援のレベルにまだ至っていないという部分が請願者のご意向として根底にあるわけであり、当然制度設計もされる上で、これは紹介議員の意見でありますけれども、制度を設計するに当たっての基本的なコアな部分

というのは、当然生活支援であるべきであろうし、現実としてそれが求められているというふうに理解をします。その先の部分として、委員おっしゃったような政策誘導の部分であったり、子育て支援なんかの場合だと、これまさに政策誘導の話ですから、そういう部分であったり、あるいは慰労とか慰謝とかという部分が、その2次的なものとして入るかもしれませんが、今私が思うに、市の置かれている厳しい財政状況を考えると、生活支援の部分すら現状においてフルに、完全にその部分を埋め合わせする状況にはないというふうな理解をしますので、まずコアな部分として制度設計をするのであれば、生活支援の部分に焦点を当てるべきだろうというふうに理解をいたします。

野口委員 生活支援とおっしゃいましたけれども、100パーセント生活支援を請願者は意図しているのですか、それともいわゆる災害見舞金みたいな形の一部を意図されているのですか、そういう出発点も大事なわけで、できることからということは便利な言葉なのですが、検討する側としてはどこに焦点を当てるかが大事なのです。どちらを請願者はお求めですか。

山本議員 請願趣旨の末尾2行にございますように、厳しい財政状況を請願者にご認識をされて、予算の優先順位を考慮しつつ、第一歩として実現に向けて進められるよう請願するというご趣旨になっております。当然全部面倒見ていただけるというか、市として働けないことへの遺失利益を含めて全部保障できるなら、それはベストですけども、現実には請願者はそこまでは無理だというふうに、



現状において難しいであろうということは請願者も認識をされた上でのご請願でありますので、その部分においては、その一部だけでも、2分の1でも4分の1でも10分の1でもできるところからくみ上げていただきたいという請願者のご趣旨であるというふうに申し上げられると思います。

野口委員　そこで、何回も言いますが、求めているものが何なのか、生活支援という意味で、つまり5,000円とか1万円ですと、働いていない人に、つまり生活困っている人の足しになるかもしれないですけども、それ以上制度趣旨にも全うできないわけです。ですから、どういう状態に持っていくのかをやっぱり明らかにしていただかないと、議員として執行部に振るわけです。最終的には執行部が予算決定権持っていますから、振るわけです。その前に検討委員会という市民が議論するわけです。そこに何らかの骨格がないと議論できないでしょう。つまり最初から10万円でもいい、5,000円でもいい、やるところはやってということになれば、制度趣旨はあいまいになってしまいますよね。ですから、優先順位も決められませんよね。紹介議員は、今まで制度の趣旨、優先順位、必要性、費用対効果を口酸っぱく言っていた人が、何かやれるものからやってほしい、それはどうでもいいですということであれば、端的に言えば金額は幾らでもいいわけです。対象はどの範囲でもいいわけです。困った人でしょう。ですから何回もこれ最後にしますけれども、今までの紹介議員の立場として、こういうあいまいな状態で実現してほしいと、実現してほしいとい

た場合、月20万円を1,000人に配るということであれば、紹介議員はこれは流したくても反対できなくなるわけで、要はあいまいな状況で施策の自立を要請するのですか、これ最後に聞きます。

山本議員 確かに私自身としては、行政改革をきちっと進めるべきだという立場に立って4年間活動をさせていただきましたし、委員ご指摘のように、その点については厳しく議論をしてきたつもりであります。

ただ、その究極的な目的というのは、財政均衡が手段ですから、その先に新たな施策の展開をするための財源の余裕をつくろうという話、私自身はそこまで視野に入れておるわけであって、当然市民のニーズを的確に把握する中で、適切なところについてきちんと予算づけをしていける、そういう機能をする役所であり、議会であるべきだろうというふうに私は理解をしております。

その上でお答えを申し上げますが、一番大事なことは、請願の趣旨、今これから執行部の意見を聞き取りもされて、最終的にご判断いただくことになろうかと思えますけれども、請願者のご趣旨、考え方、求めている大局的な方向性の部分について、まずご理解をいただけるかどうかという点が1つ。その上で、市の財源は非常に限られています。では、どこまで、幾らかかるかとか、どれぐらいかかるかという部分の議論が確かに大事なのは委員ご指摘のとおりだけれども、施策の優先順位等々、確かに漠然としている点ではありますが、生活支援について当然一定の規模を出せるようにしていただきたいというのはあります。それが幾らかと

いうのはあるけれども、市として幾ら用意できるか、この案件について市としてどこまでの政策的手当てを必要とすると判断し、どこまでの財源をやりくりしてひねり出すことができるのか、その部分についての判断が求められることであろうというふうにまず理解いたします。確かにこれ全部やろうとすれば数億円からの規模かかります。それが今の現状で市で出せるかといえば出せないでしょう、現実の状況においては。けれども、その施策の必要性なり社会的要請等々ご判断いただく中で、ではどこまでなら用意できるのか、それで委員ご指摘のとおり、施策の規模によってはかかる財源は大きく変わります。対象と単価と当然その掛け算で決まってくるわけですから、その部分の中で最終的に制度設計していく話になるのだというふうに理解をします。請願者のご意向としては、それは当然受ける側として求める側だから、できるだけ対象は広くしてほしいし、単価は高くしてほしいですけども、現実としてまちの公としてどこまで判断していただくかという部分にあっては、ここまでしかできないというのは当然出口の議論として出てくる話であって、その大局的な方向性について、まずご議論をいただくということには、私は意義があるのだろうというふうに理解をしております。

もちろんお任せをするという一定の方向性を持ってお諮りをしていただきたいということでもありますので、結果がどうなってもいいということを申し上げるつもりも毛頭ないですし、請願の趣旨に沿った大局的な方向性に沿ってどこまでできるかをご議論い

ただけるとありがたいということでもありますので、その点をご理解をいただきたいというふうに理解をいたします。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで紹介議員の退席を求めます。

〔紹介議員退席〕

委員長 では、次に執行部に対し、参考意見の聴取を行います。前にお願いします。

それでは、質疑をお願いします。

安道委員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。伺います。

今紹介議員のほうからもありましたけれども、この介護保険料の方々、大変今生活が困難な状況が出てきているというふうなことがあったわけですが、実態として介護保険料滞納の状況はどうなっているのか、数字的に3年程度で構いませんので、滞納者がふえているのか減っているのか、数字で示していただけばと思いますが、お願いします。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 では、今のご質疑にお答え申し上げます。

平成20年のちょっと古い資料なのですが、平成20年5月末で741名で、1年前の平成19年の5月末現在で751名というような数字になってございます。

以上です。

安道委員 そうしますと、滞納者数が大きくふえているという状況ではな

く、むしろ同じような形で推移しているというふうな形でしょうか。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 ご質問にお答え申し上げます。

今申し上げたとおり、数字的にもほとんど変わらない状況でございまして、本年度に入りましても状況は変わっていないということ認識しております。

以上です。

安道委員 そういった方々への対応と申しますか、相談等はどのようになっているのでしょうか。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 今のご質疑なのですけれども、滞納者ににつきましてはもちろんご通知を差し上げまして、納付をお願いしているところがございますけれども、個々に相談を受けておりまして、場合によっては分納とか、そういうことも含めて指導をしているところがございます。

以上です。

安道委員 滞納してしまうと、介護保険のサービスが受けられないというふうなことになりますよね。中にはサービスを必要としている方々もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、そういった実態はどのようになっているのでしょうか。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 では、今の問題につきましては、担当の新見主幹のほうから回答を申し上げます。

高齢者福祉課主幹 今ご質疑がありました滞納されている方で認定を受けている方等へのサービス使っている方に対して、法的にはいわゆ

る給付制限ということで、例えば本来1割負担であるものを3割になるとか、そういう滞納の状況によってそういう世帯はございます。

ただ、滞納されている方についてもいろいろな事情がありまして、やはり本来払える状況なのに払わないという、こうなってくると、ちょっとまた話が違うかと思いますが、その辺の状況を見ながら、現状では一応こちらからのサービスを受けている方のところには年に1回なのですけれども、訪問して通知等を置いて、また実際に面談できれば面談して、先ほど申したように分納等をしていただくような形で状況を把握しながら行っておりまして、現時点ではいわゆる制限というのは行っておりません。

安道委員 わかりました。

そうしますと、在宅介護の支援もというふうな請願の趣旨ですけれども、在宅介護の状況というのは現状として増加しているのでしょうか、その点はどうですか。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 では、ただいまのちょっと状況を数値でご説明したいと思いますけれども、まず介護の要介護、要支援を含めましての認定者数なのですけれども、本年度の3月末現在で3,820人という形になっております。そして、居宅介護の方、こちらが2,014人、それから施設等入所されている方なのですけれども、そちらが711名、合計しまして2,794名という形になっておりまして、その推移でございますけれども、やはり高齢者人口がふえているということもございますけれども、前年度の3月末現

在では先ほど2,014人ということしの数値を申し上げましたけれども、前年度は1,825名ということになっております。そのような形で推移をされております。

以上です。

安道委員 この請願の趣旨では、こうした状況を踏まえて、ぜひ検討委員会を立ち上げていただきたいというふうなことですけれども、高齢者福祉審議会等々ではこうした軽減策ですとかというふうな形については、これまで福祉計画等々、冊子をつくる、そういうことでずっと審議されてきたわけですけれども、その中ではこういった軽減策と支援策をというふうな形での議論はされてきたのでしょうか。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 お答え申し上げます。

今の申しおくれたのですけれども、実はことしの3月に今ご質疑があったとおり、高齢者の支援の計画につきましては、策定を申し上げたわけですけれども、平成20年度におきまして審議会、合計9回開きまして、またその下に部会を設けまして、個々に介護を含めた個々の部門の施策につきましては、十分議論をさせていただきまして、この支援策と申しますと、市の独自サービスでございまして、それも含めまして当然制度の中身も含めまして議論いただいております。そういうような形で、計画もつくり上げまして、もらってきたわけですが、今回の支援金という形につきましては、ちょっとその中で議論はなかったということになっております。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

野口委員 その支援金について聞きたいのですけれども、前提として高齢者審議会等でサービスの中に、もしくは利用料金、保険料を市民の方と一緒に検討されていると、その結果は出ましたけれども、ここでお聞きしたいのですけれども、今先般紹介議員でこの請願の趣旨は生活支援だということになりましたね。そうすると、ほかに福祉の分野で言うてはあれですけれども、そういった福祉の対象といえいいのか、ある自分の家族のために十分な働きができないという場合も起きますよね。介護家族のみの生活支援という論議は、果たして制度上、公平にできるか、つまり公平の観点から思考としては、過程として、介護保険、介護だけについて生活支援を論議するということはどういうお気持ちですか、それをお聞きします。

福祉部長 今のご質疑でございますが、福祉部全体としては介護保険の認定者以外にももちろん生活支援という形ではいろいろなさまざまな支援を行っております。この請願のご趣旨とちょっと切り離して考えれば、当然介護を受けている方、非常に生活も大変ですし、その労力というものも大変努力をされているというのはお聞きしておりますので、ある程度の生活支援という形では当然必要になるかとは考えております。

ただ、それだけを1つを取り上げてという方ではなくて、全体的に政策的なものは判断を今後もしていかななくてはいけないのか



など考えております。

以上でございます。

野口委員 生活支援ということの言葉がちょっとあいまいで、いわゆる独自サービス等も生活支援なのですね。ですから、今言った生活支援というのは経済的に収入が足りないから、そこに差を補うためのできる範囲で、つまりお金を支給するという生活支援も考えているという意味なのですか、それを確認します。

福祉部長 市の独自サービスの中でも寝たきり高齢者等の介護手当という形でご承知だと思いますけれども、手当を支給をさせていただいております。それも生活支援もありますし、介護のご苦勞に対する手当的なものもございますので、これ一概に介護の受給をされている方のみの支援が単発で切り離せるかどうかというものとちょっと違うとは考えておりますけれども、基本的には生活支援という形と両方の意味を含んでいる手当の支給というのは入間市でも現状でやっておりますので、似たような形にはなろうかなと考えております。

野口委員 最後にしておきますけれども、ちょっとかみ合わないので、私が言いたいのは福祉的な観点から一定の障害者なり、子育てなり、そういったそのために十分な働きができないといった場合の生活に困った人がたくさんいらっしゃると思うので、今紹介議員がおっしゃったような介護家族への生活支援という焦点を当てた場合、これは単独ではなく、やはり全般的な生活支援ということにならないと、公平な観点からは問題ではないかということをお私た

ち伝えつもりなのですけれども、そういった感想でもいいのですよ。とにかく、では意見だけで、ほかにもいるということを確認されていけば結構です。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 では、委員長は暫時副委員長と交代いたします。

では、ほかに質疑される方いらっしゃいますか。

永澤委員 済みません、1点だけお伺いしたいのですけれども、入間市の独自介護保険以外の介護サービス、これは介護保険以外ということで市の負担金という形でよろしいのですか。

それで、この中でねたきり高齢者等介護手当ございますけれども、このねたきり高齢者等の意味なのですけれども、一応ここに要介護認定を受け、疾病等により、常時床に伏した方というふうには、6カ月以上継続している方とありますけれども、これはもう必ず伏していないとだめな介護手当ということになるわけですか。ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 お答え申し上げます。

寝たきりの高齢者の介護手当につきましては、今委員さんのおっしゃったとおりの趣旨で現在行われているわけでございますけれども、必ず6カ月以上寝たきりの状態が継続しているかどうかを確認するということは非常に難しい作業でございまして、その

辺をご通知の中に入れさせていただきながら確認をとらせていただいで支給をしているということなので、特に自宅を訪問して確認するとか、そういうふうな状態は現在ではとってごさいませんけれども、そういう通知等により周知をして支給をしていくというのが現状でございませう。

以上でございませう。

永澤委員 これでは非常に6カ月以上継続している方って私個人的にこれをもし使おうと思ったときに、ここに6カ月以上とあると、もう、あ、だめだというふうに解釈される方がいらっしやるのではないかなと思うのですけれども、今の請願者のご趣旨に一番近いものかなという、先ほどの紹介議員のお話もありましたように、5,000円からでもいいから始めてほしい、始まっているわけですよ、1つは。これをもうちょっと柔軟な姿勢であるということ周知するということはできないのでしょうか。

福祉部副参事〔介護保険担当〕 ちょっと先ほどの質疑の中でも若干関係していますので、お答え申し上げますけれども、現実に要介護認定を受けた方がこの対象者でございまして、それにつきまして現在では地域包括支援センター等のケアマネジャーによりましてある程度調査をした上で介護認定等が行われているわけです。そういう状況で細かい個々の状況につきましては把握をしております、そういうことがございませうので、この手当につきましてはそういうものも含めて確認しながら今後も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長 委員長を永澤委員長にかわります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ執行部に対する参考意見の聴取を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論を願います。

反対の方から願います。

宮岡治郎委員 請願第2号、介護家族への支援「施設入居費の軽減と自宅介護者への支援策」についての検討委員会の立ち上げに関する請願について、保守系クラブを代表して反対の討論を行います。

本請願は、家族介護の厳しさや困難さを反映したものと思われ  
ますが、保険給付の対象者を被保険者以外に拡大することに根本  
的な問題があります。介護保険法第62条の市町村の特別給付も対  
象は被保険者に限定されています。入間市でも独自の介護サービ  
スを実施していますが、対象は被保険者に限定されています。し  
たがって、介護家族への給付となりますと、入間市が介護保険制  
度とは完全に別の独自の制度を創設しなければなりません。介護  
給付の対象者が厳密な調査、審査、認定を受ける本人に限定され  
なくなります。また、介護家族と介護家族以外の境界を明確にす  
ることは困難で、本人と介護家族との関係、介護家族の個別の事  
情を捕捉することも、またどういった場合に幾ら給付するのかを判  
断することも事実上、不可能です。請願の中には施設入居費の軽

減がありますが、今現在の制度でも所得に応じた負担限度が設定されています。どこに問題があるのでしょうか。

また、検討委員会の立ち上げの文言がありますが、検討の課題は介護する家族への支援、すなわち本人以外の介護給付です。給付対象が厳密な認定に基づかず、恣意的に拡散するおそれがあります。現状の介護家族への支援としては、地域包括支援センターへの委託事業として介護者家族支援事業があります。また、公募による市民を含めた高齢者福祉審議会の議論にも反映できます。よって、介護家族への支援を検討する委員会の必要性を認めることはできません。

以上で本請願への反対討論といたします。

委員長 次に、賛成の方願います。

関谷委員 みらい市民クラブを代表し、請願第2号、介護家族への支援「施設入居費の軽減と自宅介護者への支援策」についての検討委員会の立ち上げに関する請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度が運用を開始して間もなく10年を迎えようとする中、介護をめぐる社会環境は必ずしも順調に整備されているとは言えない状況です。このところの経済不況により子供世代の所得の減少、雇用の危機などの経済環境の悪化に伴い、実際に介護する人、待たされる人のご苦労や痛みは年々大きくなりつつあります。市の財政が極めて厳しいことは、議論の前提として考えなければならぬことは当然であります。市民の暮らしを維持する観点からどこまでできるか、するべきかについて広く議論をし、

一定の結論を導くことは必要なことであるべきと考えます。よって、既に設置されている高齢者福祉審議会の内部に専門部会を新たに置いていただくなどの手法により、かかる問題について市を挙げて議論を深めていただきたいことから、本請願に賛同するものであります。

以上、賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

申しわけないです。傍聴者、今回ちょっと拍手等ほかございましたけれども、傍聴に関しては非常にそういう点をご遠慮願いたいと思います。

請願第2号の議案の採決に入りますが、この際起立しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。請願第2号の採決は、起立しない委員は請願に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

請願第2号 介護家族への支援「施設入居費の軽減と自宅介護者への支援策」についての検討会の立ち上げに関する請願は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立半数〕

委員長 可否同数であります。

可否同数の場合について、地方議会研究会、議会運営の実際よ  
りという文言についてちょっとここで申し上げます。裁決権を可  
決、否決のどちらかに行使するかについて、現状維持の原則が働  
くものとされています。つまり委員の過半数の賛成のない案件、  
委員長を加えてやっと過半数になるようでは積極的に現状を打破  
して改革していこうとする意思にはならない、こういった論議が  
ございます。

よって、委員会条例第17条1項の規定により、委員長が本案に  
対する可否を裁決いたします。

委員長は、請願第2号について不採択と裁決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

請願第3号 安心して子供が産める環境「助産院の開設」の推進と、市  
民参加型の助産院（所）の開設準備プロジェクトの立ち上  
げに関する請願

委員長 請願第3号 安心して子供が産める環境「助産院の開設」の推  
進と、市民参加型の助産院（所）の開設準備プロジェクトの立ち

上げに関する請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の要旨について、紹介議員の山本議員から説明を求めます。

#### 要旨説明

山本議員 委員長より発言の許可をちょうだいいたしましたので、請願第3号 安心して子供が産める環境「助産院の開設」の推進と、市民参加型の助産院（所）の開設準備プロジェクトの立ち上げに関する請願について、その要旨をご説明申し上げます。

少子化が叫ばれております現在、産科の病院の減少、また周産期医療体制の不備など出産に関しまして市民の皆さんの間にも不安が増加しつつあるということは委員諸氏におかれましてもご存じのとおりであろうと思います。請願者の趣旨によりますと、そうなった原因として産科医等の医師不足だけではなく、正常な分娩については助産院や助産所、異常分娩と申しますか、ハイリスクの方にあってはそれぞれの専門の産科の病院や総合病院などといった形で役割分担をしていく、こういうことが必要ではないかという指摘をされておられます。現在のように産科の病院や総合病院に妊婦さんが集中をするという状況での病院運営というのは今後困難になるだろうというご認識をお持ちでございます。市民の皆さんの日常の安心、安全ということを考えるときに助産師さんの本来の仕事である部分で助産院や助産所を開設をし、その結果によって産科の病院や総合病院にかかる負担、負荷を軽減し、安心して市民の皆さんが子供を産める環境をつくることが必要で



はないかともおっしゃっておられます。

そこで、2点ございまして、1点目としては市民参加によります助産院、助産所の開設に向けたプロジェクトを立ち上げていただきたいということが1つ。もう一つは、入間市内の施設に助産院や助産所の開設を進めていただきたいということがもう一つの求めるところでございます。

現状、入間市内で助産師として開業されておられる方はお一方という状況でございまして、しかも施設をお持ちでないということで自宅での出張分娩のみ扱っておられるという状況でございます。また、近年の法改正によって嘱託医を持つことが義務づけられておりますが、その部分についても医師会等々大変ご苦労があるという状況でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

小出委員　子供を産むときに大変だということをよく話を聞くのですけれども、助産所よりは病院を、産科病院が本当に徹底的に不足していると思うのですけれども、やっぱり助産所より病院を拡充とか、産科医院をちゃんと拡充していくという、ふやしていくということを求めるべきだと思うのですけれども、その辺ではどうでしょうか。

山本議員　小出委員のご質疑にお答えを申し上げたいと思います。

助産師さんの資格をお持ちの方、現在国内に2万5,000人何がし、国が基準としてこれぐらい必要だと求めている数5万1,000人でして、助産師さんも足りない状況なのですが、お医者さんがもっと足りないという状況は委員もご案内のとおりでありまして、病院を開設するということは恐らく助産所をつくることよりも難しい。埼玉県保健医療計画の中におきましても潜在的に資格をお持ちの方が県内に1,500人ぐらいはいらっしゃるだろうという推計を立てておられる。また、お医者さんと同じで、助産師さんは開業権を持っておりますので、そういうニーズは根底的にはあるだろうというふうに請願者のご理解をされた上で助産所、国、県においては現在院内助産所や助産師外来の開設を進めているところではありますが、市内においてもそういった取り組みも含めて市内の施設に助産院や助産所をつくることによってリスクごとのすみ分けを図っていったらはどうだろうか、それが道としては近いのではないかとのご認識をお持ちであるということでもあります。

宮岡治郎委員 請願趣旨の(1)で市民参加による助産院あるいは助産所開設のプロジェクトを立ち上げるとありますけれども、高度な専門性が大前提だと思われ、このような医療体制の一部にどのように市民が参加するという意味ですか。つまり市民の要望を広く聞くという意味合いで言っているのでしょうか。

山本議員 市民ニーズの把握ということでご理解をいただけるとよろしいかなというふうに思います。もちろん市民の皆さん種々さまざま

な方がおいでですから、入ってこられる人によるだろうということは申し上げますけれども、押しなべて専門的な議論だけではなく、出産される方のニーズであったり、市民の生活していく上でのニーズの把握という部分において市民意見をぜひ聞いていただきたいと。そのためにはメンバーとして入っていることが一番望ましいのではないかとこの請願者のご意見でこのように記載をされているということでもあります。

野口委員 今助産師もしくは助産院と病院とのすみ分け、もしくは市民ニーズという言葉でしたが、助産院を設立した場合、すみ分けはできると紹介議員は請願者も含めて見込みは立てているのですか、お聞きします。

山本議員 市内の病院、市域の外に大きな病院があるということを前提に議論をしますけれども、市内の開業されている産科医さんは現在分娩を扱うものは2カ所、2カ所で600人内外恐らく扱っているだろうという統計をいただいているところですが、子供を外へ取り出すことだけが出産ではないというふうに請願者も理解をしておりますので、当然その前の段階から母子保健につながるところまでの流れの中でちゃんとケアしていただきたいということについて請願者のご意向がある。

現実の問題として、産後3日ないし5日ぐらいではもう今病院が混雑していますから、出されてしまうという状況があるというふうに複数伺っておりますので、そういう状況から踏まえると、混雑しているという状況は理解ができる。総合病院にあっても同

じような状況であろうというふうに推察をするところで、委員ご承知のとおりだと思いますが、現在確かに1.2パーセント程度のニーズしかないではないかというご意見もあるのは承知をしておりますが、現在嘱託医制度等の関係で助産師さんが開業するということについて非常に高いハードルが今かかっている状況で、要するに助産師さんをお願いをして出産をしようという部分の選択肢自体が狭まっているという状況の中であって、そこを打開することによって潜在的なニーズ、正常分娩で身近な助産師さんでというニーズは一定数、潜在的に存在するということを考えると、そこに道を開くことによって病院の混雑は一定解消するだろう、全部とはいかなくても。その部分において既存の病院に対して余裕ができる。今の混雑している医療の状態からして疲弊しているであろうと見込まれるところからリスクの低い人をそちらに移っていただく。もちろんご希望があってという前提ですが、そういう部分の中ですみ分けはきくだろうというふうに私は理解してご紹介させていただいているところで、病院の側の民業圧迫という意見も聞きましたが、現状混雑していて面倒見切れないといった状況だという指摘も一部報道等でされている状況を考えると、むしろお譲りをしてという話も私はあるのだろうというふうに理解をしておりますので、その点については一定のすみ分けはきくというふうに理解をいたします。

野口委員　ですから、前も申したように、施策として推進する以上やはり見込みについては調査なり、もしくは一定の確信がないといけな

と思うのです。特に、請願者はともかく、紹介議員としては確信に近いものがないといけない。それが何パーセントなのか、そこまでは聞きません。しかし、1.2パーセントか数パーセント、3パーセントとか、その程度のものなのか。すみ分けと言う以上もうちょっといくものなのか。と申しますのは、正常分娩は助産院や助産所と書かれていますが、正常分娩なのかどうかかわらないわけで、最初から設備の整った病院に行く人はほとんどなのです。ですから、助産院を設けた場合、ここに行きますという人がどのぐらいいるかということについては、つまり一定の範囲での聞き取りないし確信というのは持っているのですか、お聞きします。

山本議員 リスクの認識というのでしょうか、1つおっしゃられた。そのために14回の妊婦健診があるわけでありまして、助産所でも一定の健診を行っている助産所、助産師さんもおられるというふうに助産師さんからお話として伺っております。そういう状況で助産師さんの仕事の……

委員長 お静かに願います

山本議員 助産師さんの仕事のスタイルといいますか、かかわり方として、ある助産師さんのお話をお伺いしたところでは、妊婦のころから、要するに健診の段階から出産を経て母子保健につなぐまで今保健師さんであったり、一定のことも含めて面倒を見ていく、そういう目線であるので、数こなすということは助産所の助産師さんの本来求めるところではないということが議論の前提にあります。

もう一点関連で申し上げるならば、採算という面でいけば、3人の助産師さんを雇って院内という形で安い費用で施設が整備できるという条件になりますけれども、3件の分娩、1件がおおよそ40万円、これ国庫補助ですよ。そういう部分で120万円ぐらいの収入が上がる。月3件見ることによって、おおむね自立して運営していけるというお話でありましたので、そういう意味においては、院内助産や院内助産所という場合になりますけれども、十分に機能していく形にはなるだろう。確かに15パーセント、20パーセントの分娩を分担するという事は、よほどの数の助産師さんがいない限り不可能であるという認識は十分持っています。ただ、年間の1.2パーセントという部分が例えば2パーセント、3パーセントになるだけでも病院の混雑度が下がってくるであろうということを考えると、その分については政策的な意義はあるだろうというふうに理解をしております。

野口委員 紹介議員は、文案にいろいろなこと出てくるので、ちょっと困るのですけれども、いわゆる入間市としての関与について聞こうと思ったのですが、今院内助産院とおっしゃいましたね。つまり入間市が関与しない、病院が設置する助産院を設けてくれるように要望を出しているわけですか、それをお聞きします。

山本議員 提出されている請願の文案にあるとおりでありまして、請願者は入間市内の施設に助産所を開設していただきたい、そのことを推進していただきたいということが2番目の願意になっておりまして、当然市の、請願者ご自身も例えばということであちこちで

おっしゃっておられたようですが、健康福祉センターの中につくろうという話を例示されたというふうに伺っておりますが、正式に上がってきた文案の中においては市内の施設ということで上がっておりますので、そういうことも含めて広い範囲でお考えになっておられるというふうに請願者から伺っております。

野口委員　そこが問題で、施策として提案、請願される以上、市のかかわり方をはっきりしていただかないと、これちょっと検討のしようがありません。それで、病院の中に立ち上げということになれば市では何ともできようがなく、これは市が勝手にプロジェクトをつくるということについては議会が言うのもおかしくて、つまりどういうプロジェクトかもわからないわけです。ですから、市がつくるとなれば、そういう検討のプロジェクトをつくることもわかりますけれども、その対象が何なのか。

最後に1点聞きますけれども、市が関与する助産院というのは3人といいですか、3人では済まないと思うのです。つまり建物も必要、助産師も必要、3人では済まない、受け付けも必要、電話も必要、いろいろな意味で大変だろうと思いますけれども、この方向については費用対効果どう思われます。

山本議員　委員ご指摘の点につきましては、確かに市で公設公営でつくるという話になれば委員ご指摘のとおりだと思います。市民病院の運営は、どこの市にあっても今非常に厳しい状況に置かれています。しかしながら、市のかかわり方、今ご質疑ございましたけれども、開業支援、要するに市として設置の目標数を持って開業に

かかる経費の一部を負担するといった補助金を出したというケースは長野県の伊那市を含めて他市の事例がございます。要するに市として市内にそういう助産施設があって妊婦の方が少なくとも選べるというスタンスをとるということ。長野県伊那市の例ですけれども、3軒つくりたいという政策的な目標を掲げて、1軒250万円だったかな、助産院の設置開設に当たる補助金を出したというケースがあって、これはもうすぐ3軒埋まったそうです。市として政策の方向性、市の保健、衛生の政策についての目標数を持って、それに対する政策誘導をどう考えるかという部分にあっては、市の関与のやりようは幾らでもあるのだというふうに理解をします。保健所、あるいは県の働き、あるいは国の方向性というものが重要であることは理解をいたしますが、受け身になることなく、市として主体的にどうしていきたいか考えるということについては大きな意義があるだろうというふうに私は理解をしております。

野口委員　どんどん新しいこと言われると、こっちも混乱するのですけれども、そこまで政策が煮詰まっているのに、なぜここに、議員が書きかえることはよくないとおっしゃった、それは当然ですけれども、やはり議員も受け入れる以上、相手を説得するものがないといけないので、政策誘導的なものだということを請願者はおっしゃっているか、納得されているのなら、なぜそこをはっきり書かないといけないのか。つまりその点についてはあいまいな形になっていますが、今このことについて感想を一言お願いします。



山本議員 請願をこちらにお届けになるまでの過程の、プロセスの問題として、本請願612名、代表者入れて613名の方が署名を連署してお出しになっておられるということが現実にあります。連署をお集めになる前の段階であるならば、私も幾らでもアドバイスしたでしょう、恐らく。委員ご指摘の点については、私も思うところがあります。しかしながら、私自身紹介議員の依頼という形で上がってきたときにはもう連署集まった後でありまして、その部分について文意を全部直すという点については非常に厳しいものがあるだろうという認識を持ったことが1点。

直すとは、当然具体性を持ったものにするべきだという点については理解をいたしますけれども、紹介議員として説明が、意が持ち切れなかった点についておわびを申し上げますけれども、その点についてはご理解いただけたらなというふうに思っております。

向口委員 この趣旨に出ておりますが、助産師の本来の仕事である助産院や助産所を開設しとあるのですけれども、助産師の本来の仕事が助産院や助産所を開設することにあるととられかねないような内容でございますが、私の知っている助産師の方にお聞きしたところ、そういうことよりも、むしろ妊婦のケアですとか、それから新生児や産婦人科との中間の役割を担うことが、また自宅出産ですとか、そういったことを推進していくのが助産師の役割であるとおっしゃっておられました。その辺についてはどうお考えでしょうか。

山本議員 日本語として委員ご指摘の点については私も理解するところであり、ただ、請願者として請願者の願意の根底にあるものとしては、医師と同じく助産師、開業権持っていますので、開業することができる。昔は、確かに開業されていた方がたくさんいらっしゃった状況があって、そのことが念頭にあって書かれているというふうにご理解をいただけたらなというふうに思っております。開業権があるという意味においてその助産所を開設し、今委員ご案内のとおり、息の長いというか、長いスパンでの妊婦さんのケアをするという趣旨であるというふうにご理解いただけたらというふうに思っております。文意が尽くせていない点をご指摘のとおりなので、申しわけないと思います。

向口委員 その点についてはわかりました。

また、実際にここに、2番のところに入間市内の施設に助産院の開設を推進するというので先ほどおっしゃっておいりましたけれども、実際には例えば先ほど健康福祉センターにというお話も出ましたけれども、入間市内の産婦人科なののでしょうか、それとも普通の病院なののでしょうか、それとも普通の施設なののでしょうか、その辺がちょっとあいまいなので。

山本議員 請願者としては、設置可能なところという広い認識になろうかと思えます。ただ、紹介議員として補足をさせていただきますならば、当然に施設型の助産院であれば病床が最低5床から6床必要になると。有償診療所の規模が必要になるだろうというふうにご理解をしますので、そういう部分にあっては現在分娩をやめてし

まった、諸般の事情により分娩をやめておられる産婦人科さんなどの施設の一部をお借りするような形で嘱託医も含めて、嘱託医がいないと助産師さん開業できませんので、そういう助産師さんと、開業したいとする意思をお持ちの助産師さんと嘱託医となっていたきたい産婦人科のお医者さんとのマッチングも含めて議論を進めていくということで、そういう場所が第1候補として挙がってくるのかなというふうに紹介議員としては理解をします。

先ほど野口委員からのご指摘もあったとおり、独立した新たな建物を建てて公設公営で運営するというのが現状では非常に困難であろうというふうに理解をしますので、現実的なサブとしてはそのあたりになるのかなというふうな感想を持っております。

向口委員 内容的にはわかるのですが、実際には例えば助産師さんのところで異常分娩のお子様は扱えないことになっていますよね。そういった場合の例えば救急体制ですとか、そういったことがすごく大事になってくると思うのです。では、そういったこともどこの病院が受け入れて、どういうふうにこれから行っていかということが一番論議されなくてはいけないことだなと思うことと、あとは、それから先ほどもちょっと言われたこととまたかみ合ってしまうかもしれませんが、実際に入間市においてそういうお産する施設が不足していて、非常に混雑をしていて、実際にどうなのかというところが一番大事な部分だと思うのです。ちょっと後で具体的な数字をお聞きしたいと思うのですが、この趣旨を見ますと、要するにそういうお産をする場所が少ない

ために、それを緩和するためというふうにもとれるわけですよ。そういった部分において、そこが一番大事なところだと思うのですが、どうお考えでしょうか。

山本議員 向口委員のご質疑に順次お答えをしたいと思います。まず異常分娩といいますか、リスクが生じた場合の扱い、1つは嘱託医の制度によって担保されています。もう一つは、広域の救急搬送の中のメディケアのところに助産所を入れなければいけないという議論が現実にございまして、これは助産師さんの職域団体である日本助産師会を初めとして国や県に要望されておられるところでもあります。その点については、市としても今後救急医療体制全体を考える中で意を用いていくべきことであろうというふうに理解をするところであります。それがまず1点。

それと、あと市内の状況ということでご指摘がありましたけれども、私のほうで伺っている点では、市内に存在する産科さんが2カ所開業されておられるということは冒頭申し上げましたが、そちらで妊婦健康診査を受けられ、恐らく出産されているだろうという方が590人内外ですか、およそ600人という状況にあるということが1つ。所沢市内には3次救急機関である防衛大の附属病院と、あと独立行政法人の西埼玉中央病院があって、そちらの方も含めて所沢で出産されているだろうと推定される方がおよそ300人強いらっしゃるという状況にあるということは申し上げられようかと思えます。

入間市内について2カ所あるというところで600人内外という

数字になるわけですが、単純にならしたとして1病院につき毎日1件子供を取り上げていると言ってしまうのは過言ではない状況になるわけです。1件当たり300人ぐらいですから、休診日を除けばほぼ毎日取り上げているだろうというふうな統計上の数字にはなるだろうというふうに理解をします。ただ、そんなに毎日均等に分かれて出産されるということは想像できないわけでありまして、ともすると重なったりすることもあるだろうということを考えると、ピークカットという意味においては病院の機能としては支障が生じかねない状況にある、生じているとまでは言えませんが、生じかねない状況があるのではないかという推測は統計上成り立つだろうというふうに理解をしております。その意味においては、ピークカットをしていって病院の混雑度を下げていくという機能も考えつつ策を講じていく必要があるだろうという観点に立てば、助産所という部分においてローリスクの方を移していこうという請願者のご趣旨でありますので、その点については合理的な話だというふうに私は理解をしております。

安道委員 大体今おっしゃったような内容と同じような疑問であったわけなので、やはり助産院をなんていった場合には産んだ後の子育ても一緒に家庭的な雰囲気の中で子育ても支援してもらいながら、相談してもらいながら、そうでなくても今子育ては本当に大変になっているというふうなことで、そういったことではこういった形の助産院ができてくるということは多様化の中で本当に今求められていると思いますし、そういった整備というの

必要なことだと思います。ただ、さっきもあったように、ではその後出産に関して安全というか、安心が担保されるようにはやはり医療との連携、それがきちんとされていなければなかなか難しいわけで、そういった医療との連携という点の疑問があったので、大体わかってきたのですが、その市内の産科病院の支援も得られない状況にあるというふうな現状ですね、これでいきますと。そういった形からすると、なかなかそういう整備を整えていくというのは今困難な状況ではないのかと推測できるわけですが、そういった見通しについてはどのように思っているのか。

山本議員 今現状においては、開業したい、あるいは独立して開業したいとされている助産師さんと嘱託医になっていただけるかどうかわからない近所の産科医さん、これ市民で交渉されている状況の中で話がうまくいかないという状況が1つにあるわけです。ここで市として方向性を持って何カ所つくりたいとか、せめて1カ所は設けようという方向性を持ったとするならば、その嘱託医のマッチングについても市として方向性を持つことができるでしょうということが1点。その部分で市として必要性があって、公で必要であるという認識に立っていけばマッチングについても入っていくことができるだろうし、先ほど申し上げましたとおり、公共的に必要であるという判断であれば開業支援の補助金をつけようとかいったようなことも政策の選択肢として出てくるだろうと。多面的な部分の中でそういう独自で開業していただくという根底にはありつつもその方向づけをしていく、政策誘導していくという

部分についての市の働きかけのやりようは幾種類もあるだろうというふうに考えておりますので、そういう今の状況は確かに委員ご指摘のとおり困難ですが、行政の方向性なり、行政の調整能力なりを使っていただく中で総合的に解決していけることであり、そういう部分で取り組むべきであろうというふうに請願者はおっしゃっておられるわけであります。

安道委員 確かにそういった努力をしていくということは重要であろうと思いますが、市だけではどうにもならない方、県や国に対してこれはちゃんと要請していくべき課題ではないかというふうに思うわけですが、この点についてどうでしょう。

山本議員 委員ご指摘のとおりでありまして、当然医師不足という部分については、これは国の政策が大きく影響しています。助産師さん自体も今充足率5割ちょっとです。これ本格的に助産師の外来、助産師外来であったり、院内助産院を本格的につくっていかうとするならば絶対的に数足りません。そういう状況については、国に強く働きかけをしていかなければいけないし、委員ご指摘の点については、私が申し上げるのは僭越でございますけれども、例えば議会の立場にあってもそうだし、行政の側にあっても意見を表明する権利はあるわけですから、その部分で働きかけをしていく必要あるだろうと。県としても同様でありまして、県としても必要性を認めて今21年度の補正予算の中で助産師外来の開設について幾ばく予算ついていますから、県としても必要性を持っているという、認識を持っているという前提に立って、その方向でき

ちっと声を上げていくことが委員ご指摘のとおりで必要なことだ  
というふうに理解をいたします。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで紹介議員の退席を求めます。

〔紹介議員退席〕

委員長 お諮りいたします。

この後、執行部の質疑に入るのですが、お昼になってしまった  
のですが、継続してよろしいでしょうか。

〔(構わないよ) と言う人あり〕

委員長 では、傍聴の方もいらっしゃるので、このまま継続させていた  
できます。

次に、執行部に対し、参考意見の聴取を行います。

安道委員 先ほど紹介議員のほうからも一定の説明はあったわけですが  
ども、今入間市内の現状、分娩の状況、市内あるいは市外が多い  
のか、そういった状況はどのようになっているのかお聞きしたい  
と思います。

親子支援課長 入間市内の分娩の状況ということでご説明申し上げます。

まず、出生数なのですけれども、平成20年度で1,171人の出生  
がございました。そうした中で分娩の状況ということでございま  
すけれども、正確にどこで分娩しているかというのはなかなかデ  
ータ的にはとらえることはできませんけれども、妊婦健診の受診



状況ということで、最初に健診を受けたところで継続的にそこで健診を受けて出産するであろうというところの数値でございますが、平成20年度でございます。入間市内で591人、約50.4パーセントです。それから、所沢市333人、28.4パーセント、狭山市で88人、7.5パーセント、飯能市で38人、3.2パーセントということで、約9割方近隣市内ということです。その他県内、あと県外が55人で4.7パーセント、これは多分青梅市も入っているということでご了解いただきたいと思います。なお、これはあくまでも受診された方の人数ということですので、里帰り出産とか、いろいろなことでイコールということではございませんので、ご承知おきください。

安道委員 大体わかりました。

助産院等での出産なんていうのは把握されているのでしょうか。

親子支援課長 まず、助産院が入間市というか、埼玉県でどのぐらいあるかというところでございますけれども、全部で145カ所、これは昨年の数字なのですけれども、そのうち分娩を扱っているのが27カ所というところでございます。保健所管内で申しますと、そのうち16カ所、分娩を扱っているのが3カ所、そのうち1件が入間市の出張分娩ということで自宅に伺って分娩するという方がお一人いらっしゃいます。その他は相談業務、母乳相談とか、子育て相談とかをやられているところでございます。具体的なデータということではございませんけれども、お聞きした話では多いと

きで4件、出張分娩。あとはゼロのときもあるし、1件のときもあるというお話は何っております。

安道委員 今の4件といった場合は月で。

親子支援課長 年間です。

安道委員 健康福祉センターのほうには助産院を求めるような、そういった相談とかご意見は届いているのでしょうか。

親子支援課長 こちらでは、そういった妊婦さんからということでは特にございません。

野口委員 今紹介委員から院内助産院ということに絞って請願があるようだとということをおっしゃっていましたが、入間市内に開業しているのが、改めて分娩をやっているところ、やっていないところ、数まずお聞きしたいのですけれども、いかがですか。

親子支援課長 分娩をやっているところが2件で、ここでおやめになったところが1件でございます。

野口委員 やっぱり院内ということになれば相当な施設が必要だと思われませんが、この3件は、1件は別として、この2件は医者分娩、治療行為と別に助産師が滞在する医院を設けるほどの広さはあるのですか。

親子支援課長 ちょっと具体的には確認はしてございませんけれども、助産師の資格を取りますと大体病院に勤める方が圧倒的に多いということなので、正常分娩的には助産師の方もお手伝いしているのではないかとは思われますけれども、それはちょっと正確なところは調査してございません。

野口委員 今のは、助手というのはおかしいですけども、一緒にやっていくという意味で何か請願の趣旨わからなくて、院内助産院ということはあるテレビで見て、仕切って正常分娩はそこに行ってほしいというか、病院のほうからも言うかもしれませんが、そこに行くのと、そういう流れになっているのです。ですから、あるべき状態がよくわからないままなのですけれども、もう一つ最後にこの2件の方は個人病院だと思うのですが、助産院の助けをかりてやっていきたいというような意向はおありなのですか。

親子支援課長 特にそういったことは、こちらでも確認してございませんし、本人からの申し出もございません。

野口委員 入間市という狭い範囲で院内助産院が可能かどうかというのは、やはり今いるお医者さんの建物含めたりお医者さんの営業とか病院の経営含めた状況だと思うので、調査可能だと思うのです。これらについて、はっきりとした情報がなく、ただ市民で院内助産院というふうにみこしを担いでも、やはりそれはこちらとしてもいたし方ないので、こういった点について、紹介議員からも説明がない、そして実務に携わっている病院と話をしている担当者にも話がないということになれば、これらについては、私はなかなかプロジェクトの必要性があるのかなということを感じます。

以上ですが、質疑としては常に病院の意向というのは、これから伺うという立場に執行部はあるわけです。そういった1人でいろいろ手が回らないと、何とかしてほしいとかというような、そういった意向というのは常に聞く立場というか、聞いている状況

だと思っておりますが、いかがですか、担当として。

親子支援課長 医師会等の会議の中でそういったお話があれば、またこちらのほうも受けとめる機会はあると思いますけれども、直接的に担当課のほうに先生のほうからそういったことのお話というのはちょっとございませんし、こちらのほうもそれに対してのアプローチというのも特に今のところはしていないというのが実情です。

関谷委員 院内助産院についてお尋ねいたします。

ただいま野口委員のほうからは、現在出産をしている2つの医院についてご質疑があったわけですが、私の場合は出産をやめたばかりの医院、こちらのほうには出産する設備もまだ残っているのか、その場所もあるのではないかと思うのですが、その辺はおわかりでしょうか。

親子支援課長 特には確認してはございませんけれども、まだやめたばかりということなので、そのままあるかもしれませんということです。

野口委員 大事なことなので、ちょっとまたお願いします。

やめた病院に分娩医療行為を開始するということは、その個人の意向なのか、市がやることということで非常に大事なことでありまして、分娩をやめられた方はその病院で現在ほかの分娩とは別の行為をされているわけですね、それをお聞きします。

親子支援課長 今婦人科をやられているということです。

野口委員 ですから、そういった婦人科をやっているところに別の分娩を

する場所というか、行為を行うということによって別の医者が来ると、そんなに広いところかどうかをお聞きしたいのですけれども、それはご存じですか、病院の形態は。

親子支援課長 病院というか、診療所という区分になると思います。ですから、広さまでわかりませんが、そんな大きな病院ではなくて、形態としては診療所という形になります。

向口委員 済みません、そのやめた理由というのはおわかりでしょうか。

親子支援課長 特に直接はお聞きしてございませんけれども、やはり今の傾向として、リスクが高いということでやめられる病院が全国的にはあるということで、それでやめて婦人科医にかわるという例が非常に多いと言われております。入間市でやめられた方の理由というのは、ちょっと直接はお聞きしてございません。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

副委員長 ここで、委員長を副委員長にかわります。

では、質疑ありますか。

永澤委員 この請願の中に、現在入間市では助産師として活動している方がお一人ということなのですが、この方から直接助産院を立ち上げたい、また助産所を開設したいというお話というのは市のほうにございましたか。

親子支援課長 請願が出た段階で、ちょっとお話は伺いました。

永澤委員 それと、今2カ所ほど産科医があるということだったのですけれども、入間市内で実際に異常分娩をできるところというのは何

カ所あるのですか。異常分娩まで全部携わっている病院というの  
はございますか。

親子支援課長 どこまで異常かという問題だと思えるのですけれども、通常  
に帝王切開とかという部分では皆さんやられると思いますけれど  
も、未熟児で早産で出産したりとか、そういった意味で緊急にし  
なければいけないといえますと、やはり埼玉医大とか西埼玉中央  
病院とか、そういったところでということになると思います。

永澤委員 そうしますと、先ほどの院内助産院というお話がありましたけ  
れども、実際助産院を開くには入院を必要とする産婦人科の連携  
が必要であるということと、あと嘱託の産科医が必要だというこ  
とが前提条件になっていますけれども、今実際入間市内の産婦人  
科の病院で院内助産院を設けることができる病院というのはない  
という感触でよろしいですか。

親子支援課長 まず、その先生の意向だと思います。

それと、あとスペース的に果たしてそれができるかどうかとい  
う問題がありますので、その辺はちょっとこちらで、今この場で  
はなかなかお答えはできないと思います。

副委員長 ここで委員長、永澤委員長にかわります。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

関谷委員 済みません、ちょっと話が戻ってしまうのですけれども、やめ  
たばかりの医院でそこをもし院内助産院とする場合、先ほど野口  
委員は別の医者がそこに来るという想定でお話しされたのですけ  
れども、そのやめたばかりのお医者さんがお手伝いをするという

可能性もあると思うのですが、どうでしょうか。

親子支援課長 そのやめた理由が、やはり出産に対してもうできないなと  
いうことであれば、またご承知のとおり、正常分娩しか扱えませ  
んので、双子とか帝王切開とか逆子でも、やっぱり医療行為とし  
てやるということになりますので、その辺でご理解がいただける  
かどうかというのが非常に問題だと思います。

関谷委員 基本的に助産師が取り扱うのは正常分娩ということなので、リ  
スク少ないと思うのですが、先生に直接聞いてみないとわ  
かりませんが、どうでしょうか。

親子支援課長 本当の正常分娩というのが半分、50パーセントぐらいだと  
言われていますので、残りはやはり何らかの形で医療行為が必要  
だということですので、それでもやはり先生に対する精神的な負  
担というのですか、そういったものもあるかとは思いますが、  
も、それはやはり先生の意向ということになりますので、こちら  
では何とも言えないと思います。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論を願います。

反対の方から願います。

宮岡治郎委員 請願第3号 安心して子供が産める環境「助産院の開設」  
の推進と、市民参加型の助産院(所)の開設準備プロジェクトの

立ち上げに関する請願について、保守系クラブを代表して反対の討論を行います。

少子化対策は、入間市にとっても喫緊の課題です。入間市民を取り巻く周産期医療の現状が憂慮すべきであることも理解しています。しかし、過去の客観的な資料によれば、入間市は助産施設を30年間運営し、1991年に廃止した経緯があります。産科医療の進歩、安全な出産を望む妊婦の増加により、分娩数が1965年の310人から1988年の89人へと大きく減少したという統計的な事実があります。また、埼玉県の統計でも平成18年度で総出生数のうち助産院等での出生数の割合は1.2パーセントにすぎません。これが物語るように、助産院を新たに開設しても、そこで出産する母親が多くなるとは想定できません。また、正常分娩と異常分娩とを役割分担するほうが、病院の負担減となるとしても、多くの助産師を雇用するための費用などを含めれば、全体として負担はどうなるのでしょうか。仮に助産院を開設するとして、参加病院や医師との連携の問題や医療上の行為についての入間市の救急体制の構築や万一の場合の賠償責任は大きな負担となります。開設準備プロジェクト立ち上げの合理的な理由がありません。

以上で本請願への反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

関谷委員 みらい市民クラブを代表し、請願第3号「安心して子供が産める環境「助産院の開設」の推進と、市民参加型の助産院（所）の開設準備プロジェクトの立ち上げに関する請願」に対し、賛成の立



場から討論を行います。

少子高齢化の急激な進展により、子育て支援への取り組みが広く進められています。一方で、出産をめぐる環境は産科医の不足を初めとして、非常に深刻な状況にあることは周知のとおりであります。現在入間市において分娩を扱う産科医は2カ所であり、年間の出産件数が600件程度と推定されるなど、当該医療機関は相当混雑しているものと解される状況となっており、市としても何らかの対応を考えるべき時期に至っていると考えます。市の財政状況が非常に厳しいことは、議論の前提として考えるべきではありますが、将来に向かってあるべき姿を模索し、どうすれば実現できるかを大局的に議論する必要があるものと考えます。

現在、国及び埼玉県も院内助産所、助産師外来の増設に向けて施策を推進しているところでもあり、市においてもこれに呼応した対策を検討するべきではないかとの観点から、本請願に賛同するものであります。

以上、賛成討論といたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入りますが、請願第3号の議案でございますが、起立しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。請願第3号の採決は、起立しない委員は請願に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、そのように決定いたします。

これより採決いたします。

請願第3号 安心して子供が産める環境「助産院の開設」の推進と、市民参加型の助産院(所)の開設準備プロジェクトの立ち上げに関する請願は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立半数〕

委員長 可否同数であります。

可否同数の場合、先ほども述べましたように、裁決権を可決、否決のどちらかに行使するかについて、現状維持の原則が働くものとされています。つまり委員の過半数の賛成のない案件、委員長を加えてやっと過半数になるようでは積極的に現状を打破して改革していこうとする意思にならないという原則に従いまして、今回委員長は請願第3号について不採択と裁決いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時36分 休憩

午後 0時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察につきましては、これまで協議を重ねてまいりましたが、お手元に配付した資料のとおり、閉会中の継続調査として行うことにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、閉会中の継続調査については決定いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 0時37分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子

福祉教育常任委員会副委員長 野 口 哲 次